

# 市長ポスト・市長メールにいただいた ご意見・ご提案

昨年7月、「市長ポスト」を本庁および各支所に設置し、市民の皆さんから市政に対するご意見・ご提案をいただいています。

お寄せいただいた意見・提案は、市政に反映させるとともに、個人情報等に配慮し、市の対応も含め可能な限り公開し、透明性の高い市政運営を行っています。

今回は、今年4月から7月までにいただいた意見・提案の一部を紹介します。



意見	<p><b>家庭でのごみの焼却について</b></p> <p>近所の何軒かが庭でゴミを焼却されています。風向きによっては、煙が我が家に来ますので、強風の日は大変危険です。一度市に相談しましたが、状況は以前と変わりません。子どももいるため不安です。</p>
回答	<p>廃棄物の野外焼却については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。例外的に野外焼却が認められる場合もありますが、周辺地域の生活環境に影響を与えている場合は、現地確認をしたうえで発生者に対し指導しています。</p> <p>ご意見にありましたような状況が発生した場合には、現地にて状況を確認したうえで、発生者に対し指導等を行いますので、発生場所や焼却物の内容などの詳しい状況を、環境生活課（TEL 21-6535）までご連絡ください。 〔担当課 環境生活課〕</p>
意見	<p><b>市役所本庁だんだん広場について</b></p> <p>市役所本庁舎南側の「だんだん広場」は何のための公園ですか。また、本庁舎の地下は駐車場となっていますが、地上に設ければ建築コストが下がったのではないですか。</p>
回答	<p>出雲だんだん広場には芝生広場を設けています。この芝生広場は、お祭りなどのイベント開催時や災害時における一時避難地として活用できるように、広い空間として確保しています。</p> <p>また、この芝生広場の外側には、さまざまな種類の樹木とともに、四方から出入りできる散策路やベンチを配置し、広場全体が緑で覆われた憩いの空間となるように整備しています。</p> <p>建物や駐車場等の配置については、周辺の民家や商店にできるだけ迷惑がかからないように、東・南・西側から遠ざけた北側中央部に庁舎を建設し、駐車場を庁舎の西側に設けています。また、庁舎の東側については、県道側に車の出入口を設けた場合には、交差点が近く歩道幅も広いので危険であるため、駐車場は設けず、庁舎南側の「出雲だんだん広場」とともにイベント空間として活用できる「お祭り広場」として整備しています。</p> <p>ご指摘の地下駐車場についてですが、新庁舎の建設経費削減のひとつとして、建物の上部構造を鉄骨造りとして軽量化を図り、さらに地面を掘削して空間を設け、掘削重量と建物重量のバランスをとり、全体を軽くすることにより基礎杭工事の費用を低減させています。この場合、掘削により地下に空間ができてしまうため、この空間を有効利用するために地下駐車場にしたものです。</p> <p>庁舎南側の通路は、市役所や「出雲だんだん広場」の利用者の利便性に配慮して南側からも出入りできるように設けたものであり、中央通りからの通路は、市の所有地を活用して災害時における緊急車両の出入口として設けたもので、緊急時以外は歩行者・自転車専用の通路にしています。 〔担当課 都市計画課〕</p>

## 建物の名称や広報物へのカタカナの多用について

意見

出雲が神話の国として広く宣伝活動をしている一方、建物の名称や広報物に横文字を多用していることを不自然に感じます。特に市中心部の建物の名称を、カタカナにすることに違和感を感じます。

また、自然が豊かで癒しの持てる環境である出雲地方であるのに、道路沿いは無節操な看板のために、出雲の景色と自然の緑が陰になりわからないところがあります。ヨーロッパの町並みのように、落ち着いた昔からの色合いの町並みにすべきと思います。

回答

建物等の名称について、カタカナを含んだものが増えてきており、わかりにくい方もいらっしゃると思います。しかし、すでに現在の名称で皆さんに定着しているものも多くあり、途中で名称を変えることは、かえって混乱を招くことにもなります。今後、建物等の名称を決定する際には、皆さんにわかりやすい名称にするよう配慮します。また、市の広報物においては、場合によっては建物の場所の図を入れたり、説明書きを加えるなど、わかりやすい表現とします。

立看板や壁面広告などの屋外に設置される広告物は、島根県屋外広告物条例において、それぞれの区分ごとに大きさや高さあるいは個数などの基準を定めており、この基準に基づき市が審査及び許可を行っています。ご意見のあった看板の色については、企業や商店が有するイメージカラーの問題もあり、規制が難しいところもあります。また、建築物については、平成20年10月から施行した出雲市景観条例に基づき、一定規模以上の建物にあっては、事前の届出により景観に関する協議を行います。色に関しては、派手なものにならないよう基準を設け、この協議の中で指導あるいは助言を行います。また、景観条例と同時に定めた景観計画において、神西湖周辺や宍道湖周辺などを、景観を積極的に守っていく地域である景観形成地域として指定しています。この中で、広告物については、必要とされる自家用の看板については、デザインや色彩を街並みと調和させるほか、自家用以外の広告物は禁止するなど、景観を形成する基準を設け歴史や自然と調和した街づくりを目指しています。そのほか、出雲大社周辺や平田木綿街道地区などにおいては、住民同士でまちなみ協定を結ぶなど、自ら積極的に景観づくりを行っていただいております。これらの地域においても、今後景観形成地域への指定拡大を図っていきたいと思います。

[担当課 広報情報課、建築住宅課]

意見

## ゴミ袋の色について

カラス対策のため、市の指定ゴミ袋（燃えるゴミ）の色を、白色から黄色に変えてください。

回答

家庭用の燃えるごみの指定袋については、現在のところ白色半透明の袋から変更する予定はありません。

ご指摘の黄色い袋ですが、カラス対策としては黄色い袋であれば効果があるというわけではなく、特殊な色素で着色した袋でないと効果が得られないようです。さらに、この製品が開発されたのは平成16年であり、継続的な効果について実証が不十分だとの意見もあります。

また、この袋は、国内の2社のメーカーが特許を取得し、独占的に製造販売しており、この袋を採用することになれば、当然製造コストが上がります。他市においては、製造コストが2倍以上になる試算もあります。

以上のことから、現在までのところ、全国的にこの黄色いゴミ袋が主流になっている状況ではなく、出雲市も導入する考えはありません。

出雲市においては、ごみ収集の効率化及び迅速化を図るため、市民の皆さまに、ごみ収集ボックスの設置をお願いしています。収集ボックスを利用すればカラスの被害は発生しません。

なお、収集ボックスの設置に対しては、市から助成も行っていますので、設置についてご検討いただきますようお願いいたします。

[担当課 環境生活課]

## ご意見・ご提案と回答の公開について

いただいた意見等については、すべて市長が確認します。市長は担当部課と十分に協議し、その結果を文書にて回答します。いただいた意見等については、原則ホームページで公開します。ただし、以下の場合には回答および公開しません。

回答・公開しないもの

- ◎匿名のもの(氏名、住所の記載がないもの)
- ◎市政に関係しないもの ◎他人を誹謗中傷するもの
- ◎営利企業等の宣伝に関するもの ◎意見等の主旨が意味不明なもの

公開するすべてのご意見・ご提案および市長からの回答は、市ホームページに掲載します。ホームページをご覧いただくか、広報情報課までおたずねください。広報いずもでは、適宜掲載していきます。

## 市長ポストへの投書方法

市長ポストへの投書には2つの方法があります。市長からの回答を希望される場合は、必ず住所・氏名を明記してください。

★本庁および各支所に設置している「市長ポスト」に直接投書してください。

様式は問いませんが、本庁・各支所に専用の用紙を設置しています。

★ホームページから電子メールで投書してください。

おたずね／広報情報課 ☎21-8578